

令和 6 年 第 11 回松前町農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和 6 年 11 月 28 日（木） 午前 9 時 30 分～午前 11 時 02 分
- 2 開催場所 松前町役場 6 階会議室
- 3 出席委員（14 人）
- 4 欠席委員（0 人）
- 5 議事録署名人の指名について（2 人）
- 6 議事日程
議案第 177 号 農地法第 3 条による許可申請の件（5 件）
議案第 178 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件（2 件）
議案第 179 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件（4 件）
議案第 180 号 農用地利用集積計画の決定の件
- 7 農業委員会事務局職員（4 人）

8 会議の概要

○事務局

ただ今より令和6年第11回松前町農業委員会総会を開催します。それでは、議長よろしくをお願いします。

○議長

～あいさつ～

本日は、欠席者はいません。松前町農業委員会会議規則第7条の規定により在任中委員の過半数が出席しておりますので会議は成立します。

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、7番〇〇委員、8番〇〇委員、両名を指名します。

それでは、議案審議に入ります。議案第177号農地法第3条による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 〇〇、田、面積 1,347 m²

譲渡人 〇〇

譲受人 〇〇 耕作面積 14,556 m²

坪単価 8,100 円

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

〇〇〇委員

譲渡人が、申請地を手放したいとのことで譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。申請地は、これまで譲受人とは別の方が耕作しておりましたが、以前の耕作者も水稻を作付けており、今後も水稻を作付けていくとのことで、問題ないと思われます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員
賛成の挙手

○議長
全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長
続いて、受付番号2番について、事務局より説明を求めます。

○事務局
受付番号2番
土地の表示 ○○、田、面積 67 m²
○○、田、面積 406 m²
譲渡人 ○○
譲受人 ○○ 耕作面積 1,450 m²
坪単価 5,000 円
以上です。

○議長
事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員
譲受人の娘婿である○○さんが中心となって耕作を行っていくとのこと
です。所有している農機具は管理機と耕うん機で、耕作していく作物は玉ねぎと
のことで、問題ないと思われます。

○議長
説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員
質疑なし。

○議長
それでは、採決を行います。受付番号2番について、異議なしの方、挙手
をお願いします。

○全委員
賛成の挙手

○議長
全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長
続いて、受付番号３番について、事務局より説明を求めます。

○事務局
受付番号３番
土地の表示 〇〇、田、面積 852 m²
譲渡人 〇〇
譲受人 〇〇 耕作面積 120,655 m²
坪単価 400 円
以上です。

○議長
事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

〇〇〇委員
申請地は、現在も譲受人が耕作しております。譲受人はこれまでも大規模に農業に取り組んでおり、農機具も十分に所有しているため、問題ないと思われます。

○議長
説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員
質疑なし。

○議長
それでは、採決を行います。受付番号３番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員
賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、受付番号4番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号4番

土地の表示 ○○、田、面積 1,356 m²

譲渡人 ○○

譲受人 ○○ 耕作面積 15,804 m²

坪単価 400 円

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

当案件についても、現在も譲受人が耕作しております。譲受人は、約 15,000 m²を長男及び次男とともに耕作しており、農機具も十分に所有しています。次男は耕作面積を拡大しており、今後の耕作についても問題ないと思われます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号4番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、受付番号5番の審議を行います。本案件は、○○委員が譲受人とな

っています。松前町農業委員会会議規則第12条の規定により、委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参加することができないこととなっておりますので、〇〇委員は、一時退室をお願いします。

それでは、受付番号5番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号5番

土地の表示 〇〇、田、面積 1,312 m²

譲渡人 〇〇

譲受人 〇〇 耕作面積 89,671 m²

坪単価 400 円

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、農業委員より説明をお願いします。

〇〇〇委員

申請地は、きれいな長方形で耕作しやすい形状であり、また、譲受人の住宅の前に位置しているため、耕作するには便利な農地です。申請地はこれまでも譲受人が耕作しており、問題ないと思われます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号5番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。それでは、ここで〇〇委員の一時退室を解きます。

○議長

続きまして、議案第 178 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまわりたく提案いたします。受付番号 1 番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号 1 番

土地の表示 ○○、田、面積 818 m²

○○、畑、面積 42 m²

申請人 ○○

転用目的 貸露天駐車場

農地区分 2 種農地

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

近隣住民から駐車場として貸してほしいと依頼があり、申請があったものです。申請地へは、申請人の住宅敷地内を通過して進入します。東側の農地は、申請人の親戚が所有している農地であり、今回の転用について承諾を得ているということです。排水についても自然排水とのことで、問題ないと思われます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありますか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号 1 番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、受付番号2番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号2番

土地の表示 ○○、畑、面積 55 m²

申請人 ○○

転用目的 貸露天駐車場

農地区分 2種農地

以上です。

○議長

説明は終わりました。続いて、詳細についても事務局より説明をお願いします。

○事務局

本件は、許可を受けずに転用した無断転用の事案であり、追認許可を得るために申請されたもので、始末書を添付した申請書が提出されました。申請地では、現在の所有者が野菜を耕作していましたが、近年、体調を崩され、畑仕事が難しくなり、現在は農作業用車両置場として利用されています。関係法令の手続きが必要とは知らず、関連法規に対する認識不足のため無断転用を行ってしまっており、申請人は深く反省をしているとのことです。転用許可後は、近隣住民が使用する駐車場として使用します。道路と同じ高さまで盛土をし、排水については自然浸透とするとのことです。北側の境界にコンクリートブロックを設置します。事務局においては、追認許可の見込みがあるものと考えています。以上です。

○議長

担当の農業委員から補足説明はありますか。

○○○委員

申請地の隣に居住している○○さんの長男が使用する駐車場として利用されます。利用者が決まっており、周辺にも影響ないため、問題ないと思われます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありますか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号2番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第179号農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 〇〇、田、面積406㎡

譲渡人 〇〇

譲受人 〇〇

転用目的 分家住宅

建築面積 108.48㎡

使用貸借権の設定

農地区分 3種農地

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、農業委員より説明をお願いします。

〇〇〇委員

譲受人には子どもが一人おり、現在は家族3人で〇〇の社宅に居住しておりますが、子どもの成長とともに手狭となったため、妻の父が所有する農地に新たに住居を構えることとなったものです。申請地へは、北側に隣接する譲渡人の住宅敷地から進入し、排水については北側の水路に流すことです。申請地の両隣の農地関係者にも今回の転用の件を説明し、承諾を得ているとのことで、問題ないと思われます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありますか。

〇〇〇委員

地図を見ると、申請地への進入路が無いように見えますが、申請地へはどのように進入するのでしょうか。

〇〇〇委員

北側の譲渡人の住宅敷地に進入路を取ります。

〇〇〇委員

新たに道を作るわけではなく、譲渡人との口約束で進入路として利用するということでしょうか。

〇事務局

北側の住宅敷地の東側を分筆して進入路として利用されます。

〇議長

他に質疑はございませんか。

〇〇〇委員

進入路に関して、住宅を建築する際に一定の道幅が必要となるという話を聞いたのですが、必要な道幅は確保できているのでしょうか。

〇事務局

建築確認では、宅地の一部として、前面4m道路に2m接していれば家を建てることのできるため、今回の場合も譲渡人の住宅敷地を2m幅分筆して申請地の一部にするのではないかと思います。

〇〇〇委員

南側に農地が残ると思いますが、南側の農地へはどのように進入するのでしょうか。

〇〇〇委員

南側の農地は譲渡人所有の農地であり、北側の住宅敷地を通して進入します。

〇〇〇委員

今後、譲渡人が耕作できなくなった場合に進入路の無い農地は誰も耕作してくれないと思います。

〇〇〇委員

譲受人である〇〇さんが耕作していくとのことですが。

○議長

他に質疑はございませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

続いて、受付番号2番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号2番

土地の表示 〇〇、田、面積 492 m²

譲渡人 〇〇

譲受人 〇〇

転用目的 分家住宅

建築面積 119.59 m²

使用貸借権の設定

農地区分 甲種農地

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、農業委員より説明をお願いします。

〇〇〇委員

譲受人は、譲渡人の子に当たります。排水は北側に流します。また、残った農地については既に耕作者が決まっているとのことで、問題ないと思われます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号2番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、受付番号3番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号3番

土地の表示 ○○、田、面積1,430 m²

○○、田、面積1,650 m²

譲渡人 ○○

○○

譲受人 ○○

転用目的 貸露天資材置場

所有権移転

農地区分 2種農地

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

譲受人は、現在○○の敷地内の土地を借りて資材置場として使用しておりますが、○○より同土地の返還依頼があったため、今回の申請に至ったものです。西側に農地が隣接しておりますが、今回の転用について所有者及び耕作者に説明をし、承諾を得ているとのことでした。擁壁にはとうふと呼ばれるものを使用し、排水は自然排水とするとのことでした。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○○○委員

転用目的が貸露天資材置場となっておりますが、露天資材置場ではないでしょうか。

○○○委員

所有権は○○が取得しますが、実際は○○の子会社である○○が利用するとのことでした。○○の敷地内で借りている資材置場も○○が利用しています。

○委員
質疑なし。

○議長
それでは、採決を行います。受付番号3番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員
賛成の挙手

○議長
全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長
続いて、受付番号4番について、事務局より説明を求めます。

○事務局
受付番号4番
土地の表示 ○○、田、面積 971 m²
○○、田、面積 1,900 m²
○○、田、面積 201 m²
○○、田、面積 30 m²
○○、田、面積 2,437 m²
○○、田、面積 1,359 m²
○○、田、面積 1,577 m²
○○、田、面積 776 m²

譲渡人 ○○

譲受人 ○○

転用目的 貸選果場

所有権移転

農地区分 農用地区域内農地

以上です。

○議長
事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員
現在、中予地区には複数の選果場がありますが、更新時期を迎えており、今

回、申請地に新たに選果場を建築し、集約を進めていこうということで申請があったものです。本申請は第1期ということで、順次拡大していく予定です。排水については、北側の水路へ流します。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号4番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第180号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について、松前町長から決定の依頼があったので、委員会の意見を求めるため提案いたします。事務局より説明を求めます。

○事務局

設定する利用権の種類 賃借権

利用権設定の期間 1年

利用権の設定を行う件数 1件

利用権を設定する面積 866 m²

利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 賃借権

利用権設定の期間 1年6か月

利用権の設定を行う件数 1件

利用権を設定する面積 903 m²

利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 賃借権

利用権設定の期間 3年

利用権の設定を行う件数 44 件
利用権を設定する面積 53,697 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 5 年
利用権の設定を行う件数 22 件
利用権を設定する面積 22,031 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 5 年 6 か月
利用権の設定を行う件数 2 件
利用権を設定する面積 2,433 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 6 か月
利用権の設定を行う件数 10 件
利用権を設定する面積 11,795 m²
利用権を設定する作物 麦

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 1 年 6 か月
利用権の設定を行う件数 12 件
利用権を設定する面積 14,291 m²
利用権を設定する作物 麦

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 2 年 6 か月
利用権の設定を行う件数 2 件
利用権を設定する面積 600 m²
利用権を設定する作物 麦

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 3 年
利用権の設定を行う件数 8 件
利用権を設定する面積 5,512 m²
利用権を設定する作物 水稻等

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 4年6か月
利用権の設定を行う件数 67件
利用権を設定する面積 85,792 m²
利用権を設定する作物 麦

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 5年
利用権の設定を行う件数 34件
利用権を設定する面積 38,099 m²
利用権を設定する作物 水稻等

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 5年6か月
利用権の設定を行う件数 2件
利用権を設定する面積 3,798 m²
利用権を設定する作物 麦

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 6年6か月
利用権の設定を行う件数 3件
利用権を設定する面積 7,481 m²
利用権を設定する作物 麦

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 9年6か月
利用権の設定を行う件数 57件
利用権を設定する面積 70,578 m²
利用権を設定する作物 麦等

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 10年
利用権の設定を行う件数 6件
利用権を設定する面積 7,278 m²
利用権を設定する作物 水稻

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。議案第 180 号について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

議題については、以上で終わりとなります。次回の総会について、事務局をお願いします。

○事務局

次回の総会日程を読み上げ。

○議長

以上を持ちまして、本日の日程は終了しました。これにて散会します。